

R6 協働契約 事業実施結果報告書

1 提案概要

受託者及び代表者氏名	公益社団法人尼崎人権啓発協会 代表理事 谷川 正秀
事業名	人権啓発事業の実施に係る協働契約

2 事業評価

(1) 協働側面の評価

実施手順

- ・下表について、相互に自己採点する。評価基準は次のとおりとする
A（よくできた）、B（まあまあできた）、C（あまりできなかった）、E（まったくできなかった）
- ・結果を共有し、差異がみられる項目を中心に、原因や改善策等について意見交換を行う
- ・協議内容は「3 総合評価」に記載する
- ・結果を共有する際は、衝突を恐れず、互いを尊重しながら、率直な意見交換を行うこと。

項目	団体等	所管課
1 事業計画（準備）段階		
(1) 課題や目標について共有し、理解し合うことができたか	A	B
(2) 相手の立場や組織、ルール等を共有し、理解し合うことができたか	A	A
(3) それぞれの強み弱みを理解し、補い合いながら計画を立てられたか	A	B
2 事業実施段階		
(1) 率直な意見交換を行い、理解し合いながら、対等な立場で実施できたか	A	B
(2) 予定外のことにについて、協力して対応することができたか	A	A
(3) 役割分担にとらわれて任せっきりにすることなく、主体的に関わられたか	A	A
(4) 実施中に目標や進捗を共有し、改善しながら進めることができたか	A	A
その他（任意で設定する項目、項目数は不問）		
(1)		
(2)		
(3)		

(2) 事業効果の評価

実施手順

- ・事業実施前を目途に、協議・合意の上、一つ以上設定する
- ・事業の効果が客観的に測れるよう、受益者の評価など、アウトカム指標を原則とする

	項目	内容
1	評価指標	啓発事業に参加する前よりも『人権』への関心がさらに高まりましたか？の質問に、「高まった」、「さらに高まった」と回答した割合の上昇を目指す（前年度比較）
	測定方法	アンケートの実施
	結果	「高まった」、「さらに高まった」と回答した割合 83.7% （測定初年度である、令和4年度数値をベースとする）

3 総合評価

協働側面の評価

1 人権啓発活性化事業

前年同様に、人権啓発推進委員会が末措置の中央地区、園田地区に、市民運動中央地区推進協議会や市民運動園田地区推進協議会と協働し人権啓発事業を実施することで、両地区における人権意識の向上を図るとともに、全市域において人権啓発事業を展開することができた。

2 じんけんスタディツアー事業

年度当初に市と尼崎人権啓発協会を始めとする関係団体の協働で担当者会議を開催し、年間スケジュールや重点的に取り組みたいテーマ等について意見交換を行い、パートナーシップを形成することができた。

3 人権総合連続講座事業

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、尼崎人権啓発協会の各種団体からの推薦及び一般公募により各地区に配置している人権啓発推進員を対象として市と尼崎人権啓発協会と協働で研修を実施するなど、全市的な人権啓発活動の推進に努めた。なお、令和5年度から職員研修として位置付け、職員の人権意識の向上及び事業規模の拡大にも資することができた。

4 インターネット差別書込みモニタリング事業

尼崎市発信の兵庫県下初となる同事業は、他都市の自治体職員からの視察も積極的に受け入れるなど指導者的な役割を担い、令和5年度中には兵庫県下全ての41市町で実施されることとなった。

新規採用職員、課長補佐・係長級職員を対象としたモニタリング研修においては、市と尼崎人権啓発協会と協働で研修の進め方を検討するなど、対等な関係性に基づき事業を構築することができた。

また、同研修に係る受講者アンケートについて、これまで紙で実施していたが、DX推進の観点からオンライン化する旨の協議を市と尼崎人権啓発協会で行ったうえで、年度途中から実際にオンライン化するなど、柔軟性・即応性を発揮することができた。

5 人権問題市民啓発映画上映事業

尼崎市関係所管課、関係団体と協働で啓発映画の選定委員会を開催することにより、具体的な事業目的や内容を共有したうえで、広く市民の人権意識の高揚を図ることができるよう今日の人権課題をテーマとした啓発映画の提供に努めた。

6 平和啓発推進事業

戦争の悲惨さを風化させないために戦争体験者（原子爆弾被爆者）の語り部事業を実施するほか、市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成、配布した。また、市と尼崎人権啓発協会と協働で、市内小学校の校長・教頭会へ出向き、語り部事業を活用したカリキュラムを依頼するなど平和施策の推進に努めた。

7 インターネット上の人権問題等に関する法律相談事業

インターネットやSNSの普及に伴い、インターネットを介した人権侵害の深刻化に対して問題解決の糸口となるよう、同問題に詳しい弁護士による法律相談を令和5年度から実施することができた。事業開始に当たっては、相談日や相談方法等について市と尼崎人権啓発協会が綿密に協議することで、円滑な事業運営ができた。

事業効果の評価

1 人権啓発活性化事業

中央地区、園田地区における人権問題講演会のテーマを「多文化共生」に設定し、「多文化・多民族共生社会を築くために今何が必要か」という題目で、外国人の人権と生活を保障し多様な人々が共に暮らせる社会の実現を目指して外国人の相談・支援活動を行っているNPO 法人理事を講師に迎え実施したことで、外国人の生活と権利を守るために必要なことについて、改めて考える機会とすることができた。

2 じんけんスタディツアー事業

人権問題を自分自身の課題と受け止められるよう、市民の人権意識の高揚を図るため、毎年様々なテーマで講演会等を実施しており、令和6年度は「多文化共生」をテーマとし、外国籍住民支援の実態や外国籍住民とのコミュニケーション・関わり方など、様々な視点で多文化共生や人権について考える機会とすることができた。

3 人権総合連続講座事業

多種多様な人権問題をテーマとして、令和6年度は「部落問題」や「子どもの権利」、「性教育」、「障がいのある人」及び「マイクロアグレッション」等のテーマを実施することにより、新たな気づきに繋がる研修・啓発を行うことができた。

また、令和5年度から職員研修として位置付けることで、職員の人権意識の向上及び事業規模の拡大にも資することができた。

4 インターネット差別書き込みモニタリング事業

令和6年度の実績は、538件の削除依頼を行い、うち514件が削除済である。

同事業が、兵庫県下全ての41市町において実施されることとなり、他都市の自治体職員からの視察等に積極的に応じて情報共有を行ったことで、各自治体との連携や事業の効果的な推進を図ることができた。

また、新規採用職員等向けの人権研修としても位置付けることで、職員の人権意識の醸成を図ることができ、さらに研修講師を担うファシリテーター役に課長級職員を3名、係長級職員を2名加えたことで、当該職員の研修講師としての能力及び人権意識の向上を図ることができた。

5 人権問題啓発映画上映事業

市内の公共施設を巡回し、外国人労働者や障害のある人、ハンセン病問題、子どもの人権、ヤングケアラーをテーマとした人権問題啓発映画の上映及び学習会を実施することで、市民の人権意識の高揚を図ることができた。

6 平和啓発推進事業

「語り部」活動のアンケート結果では、「平和の大切さ」や「命の大事さ」を感じた回答割合は高く、効果的な事業となっている。原爆被害者の高齢化により、来年度以降は「語り部」活動の継続が困難である旨の申し出があったことから、原爆被害者の会による「語り部」活動から「平和」をテーマとした一般市民向けの講演会に変更し、引き続き戦争の悲惨さや、平和・命の尊さを訴えるための事業を実施する。

7 インターネット上の人権問題等に関する法律相談事業

相談件数は1件（弁護士相談に至らなかった問い合わせ等を含めると4件）と、多いとはいえないものの、相談者の救済に資する事業であるため、潜在的なニーズの発掘も含め、今後も継続した周知等を行っていく必要がある。

総評

協働して事業を実施したことにより、市の施策の方向性や考え方についての共通の認識をさらに深めることができ、事業の実施方法など、より効果的に推進を図ることができる手法を対等な立場で検討することができた。

インターネット差別書き込みモニタリング事業は、今後も引き続き兵庫県下で中心的役割を担っていくことが想定され、市と尼崎人権啓発協会が協働して、削除割合の増加を目指していく。

インターネット上の人権問題等に関する法律相談事業については、引き続き被害者救済の一助となれるよう更なる周知等を行っていく。

啓発講座については、多文化共生、ジェンダー、子ども、部落差別（同和問題）、在日外国人、障がいのある人の人権等、多種多様な個別の人権問題やマイクロアグレッションやマジョリティ特権等の人権を捉える際の考え方等、時宜に応じたテーマに実施するなど、より人権問題を身近に感じられるよう工夫を行うことによって、理解や関心が高まるよう努めていく。